



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所 共催勉強会 優越的地位の濫用・下請法規制の最新動向

講師：弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 菅野 みずき

独占禁止法において禁止される優越的地位の濫用については、公正取引委員会による積極的な執行がなされない時期もありましたが、2018年12月の確約制度導入後、調査が行われる件数が再び増えてきています。

また、公正取引委員会は、近年の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇により中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を取りまとめ、優越的地位の濫用に関する緊急調査を実施するなど、適切な価格転嫁の実現に向けて、優越的地位の濫用・下請法違反への対策を強化しています。

本勉強会では、優越的地位の濫用規制・下請法関連の近年のトピックを紹介するとともに、最新動向を踏まえた独占禁止法・下請法違反防止のためのコンプライアンス上のポイントについて解説します。

日 時：2023年5月18日(木) 16:00～17:30

開催方法：オンラインにて、ライブウェブキャストセミナー（WEBオンラインセミナー）を開催いたします。
会社、ご自宅などWEB環境があればどこからでもアクセスいただけます。
お申込み後、セミナー開始前にセミナー視聴用URLをお知らせいたします。

参加費：無料

お申込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/230518s.html>

※お申込みフォームにパスワードが掛かっておりますので、パスワード「0518」を入力後、お申込み入力をお願いいたします。

お問い合わせ先：seminar@westlawjapan.com

プログラム

16:00～17:30 講師によるレクチャー

※今回の勉強会は、企業の法務部門の責任者様および実務担当者様を対象としています。個人の方のお申込みは、ご遠慮いただいております。

講師紹介

弁護士法人 大江橋法律事務所

弁護士 菅野 みずき(かんの みずき)

2004年東京大学文学部卒業、マスコミ勤務を経て、2010年東京大学法科大学院卒業、2011年弁護士登録。2014年 University College London卒業(LL.M.)。

主な取扱分野は独占禁止法(調査対応、企業結合)、下請法、景品表示法をはじめとする消費者法、訴訟。

主な執筆・セミナーとして、「下請法の法律相談」(青林書院、2022年、共著)、「International Advertising Law:Second Edition [JAPAN] (国際広告法制[日本編])」(Globe Law and Business、2021年、共著)、「合弁会社(JV)設立時・業務提携時の競争法上の検討ポイント」(金融財務研究会)等。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com 0120-100-482 (月～金9:00～18:00)

セミナーに関するお問い合わせ：seminar@westlawjapan.com

ウエストロー・ジャパン商品に関するお問い合わせ：support@westlawjapan.com

 **WESTLAW JAPAN**
A Shinnippon-Hoki, Thomson Reuters Partnership